

株式会社富士北麓フーズ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社富士北麓フーズと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 農産物・水産物の生産・加工・販売
2. 農産物・水産物を原材料とする加工品の製造販売
3. 農産物・水産物の貯蔵、運搬及び販売
4. 農業生産・水産業生産に必要な資材の製造販売
5. 農作業の受託
6. 農業・水産業のコンサルティング
7. 一般貨物自動車運送及び貨物軽自動車運送
8. 化粧品製造及び販売
9. 酒類の製造及び販売
10. 飲食店の経営
11. 旅館・ホテル・その他宿泊所の経営
12. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山梨県南都留郡富士河口湖町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は6000株とし、そのうち普通株式は4000株、甲種類株式は2000株とする。

(甲種類株式の議決権)

第6条 甲種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式は、取締役の承認がなければ譲渡または取得することができない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定する必要がある場合には、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第11条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同で請求しなければならない。その登録または表示の取り消しについても同様とする。

(手数料)

第13条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれにあたる。

② 代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- ② 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第21条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社が取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

- ② 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- ③ 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(成立後の資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

